

2015年総合生活改善
第7回中央生活闘争委員会
＜確認事項＞

2015年6月23日
自動車総連

☆自動車総連は、2015年1月15日に開催した第82回中央委員会において、2015年総合生活改善の取り組み方針を決定して以降、精力的かつ粘り強い交渉を推し進めてきた。これまで6回にわたり中央生活闘争委員会を開催し、自動車総連全体の解決状況等を確認するとともに、それ以後の取り組みに関する方針を共有しつつ、交渉の追い上げを図ってきた。

本日開催した第7回中央生活闘争委員会では、要求項目毎の取り組み結果を踏まえ、2015年総合生活改善のまとめ（成果と課題）について、論議を行った。

☆自動車総連は、長期化するデフレから真に脱却できるか否か、日本経済が重要な転換点を迎える中、日本経済・自動車産業が健全で持続的な成長を果たしていくためには、自動車総連全体で力を合わせ、前進させる取り組みが必要であるとの認識に立ち、取り組みを推進してきた。

☆賃金については、賃金改善分要求を行った1,114単組のうち、前年を上回る780単組（前年728単組）が賃金改善分を獲得し、賃金改善分の獲得金額は単純平均で1,642円となった。このことは、今次取り組みにおける要求趣旨や組合員の努力・頑張りについて真摯な協議を重ね、かかげた要求に沿った回答にこだわり、最大限押し込んだ結果であると同時に、デフレ脱却と経済好循環実現に向けた確固たる二歩目を踏み出すことができたものと受け止める。また、自動車総連構成組織の約7割が300人以下の中小労組であるが、業種や企業規模の大小にかかわらず有額回答を引き出したことについては、自動車総連全体の底上げにつながったものと受け止める。

・一方で、業種間・企業規模間の賃金改善分獲得額や労連間の賃金改善分獲得率を見ると、全体の格差は拡大傾向にあることも認識しなければならない。

☆非正規労働者に関しては、組織拡大と処遇改善の関係性を整理しつつ、原則として、賃金改善分を設定することを初めて賃金要求の中に盛り込んだ。こうした方針の下、各単組は要求・要請を行った結果、一般組合員に連動した回答や処遇制度に関する協議を行っていく旨が示されるなど、多様な雇用形態における全体の底上げに向けた取り組みとすることができた。

☆一時金については、生活給の観点に加え、この一年間、企業を支えてきた組合員の努力・頑張りにより報いる観点からも懸命に交渉を重ねた結果、自動車総連全体として前年獲得実績を上回ることができた。

☆現時点における未解決単組については、各労連の支援・指導により速やかな解決を目指し、自動車総連としても連携を図りつつ最後まで進捗を確認していくことを前提に、本日をもって2015年総合生活改善の取り組みにおける中央生活闘争委員会を解散することを確認する。

以上